

議案第38号

京田辺市留守家庭児童会の民間委託について

京田辺市留守家庭児童会の民間委託について、その方針を定めるため、教育委員会の議決を求める。

令和7年7月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市留守家庭児童会の民間委託についての方針を定めるため、提案するものである。

京田辺市留守家庭児童会の民間委託について

**令和7年7月16日
京田辺市教育委員会**

目 次

はじめに	1
1 留守家庭児童会事業（放課後児童健全育成事業）	1
2 本市における現状等	1
3 入会児童の推移と今後の推計	4
4 各施設の現状	9
5 現状における課題とこれまでの取組	9
6 他団体の状況（令和7年度）	10
7 本市における民間委託導入の検討	11
8 民間委託導入に向けた基本的考え方	12
9 児童や保護者への説明	14
10 全体スケジュール	16

はじめに

これまで、本市では放課後の子どもに適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、留守家庭児童会の安定的な運営に努めてきた。しかしながら、保護者の就労等により利用ニーズが高まる中、近年の留守家庭児童会の入会児童増加に伴い、安定的な職員の確保や待機児童の発生解消、多様なサービス提供など様々な対策が求められている。そのため、留守家庭児童会における現状と課題を整理し、必要な対策を明確にすることで、将来に渡る児童の健全な育成及び安定的な子ども居場所づくりの提供・向上に繋がる方針を定めることとする。

1 留守家庭児童会事業（放課後児童健全育成事業）

(1) 事業の趣旨

留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項）。

(2) 留守家庭児童会における事業内容

- ・児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ・遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・遊びを通じた自主性・社会性・創造性の育成
- ・児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・その他児童の健全育成上必要な事業

2 本市における現状等

(1) 対象児童（入会要件等）

京田辺市立小学校に通学する1年生から6年生でその保護者が就労、長期に渡る病気や看護等により、児童の帰宅時刻に保護者が不在の児童

(2) 開設日及び開設時間

開設日	開設時間
月曜日から金曜日	下校時～午後6時30分
土曜日	午前8時00分～午後5時30分
夏季等休業期間	午前8時00分～午後6時30分

(3) 負担金（利用料）及び減免

① 負担金 月額6,700円

② 減免

ア 同一世帯に属する児童が2人以上留守家庭児童会に入会する場合は半額

イ 所得等に応じた減免

区分	世帯状況	減免後の負担金
1	生活保護世帯	0円/月
2	前年度の市町村民税が非課税の世帯 (区分1を除く。)	1,200円/月
3	前年度の所得税が非課税の世帯(区分1及び2を除く。)	3,700円/月
4	前年度の所得税が5万円未満の世帯 (区分1から3までを除く。)	5,200円/月
5	前年度の所得税が10万円未満の世帯 (区分1から4までを除く。)	6,200円/月

(4) 実施施設

小学校区	名称	区分
田辺東	田辺東留守家庭児童会	直営
田辺	田辺留守家庭児童会	直営
草内	草内留守家庭児童会	直営
大住	大住留守家庭児童会	直営
桃園	桃園留守家庭児童会	直営
薪	薪留守家庭児童会	直営
三山木	三山木留守家庭児童会	直営
	みんなのき倶楽部	民営
	S o l a (空)	民営
松井ヶ丘	松井ヶ丘留守家庭児童会	委託

(5) 職員体制 (直営)

(組・人)

小学校区	クラス数	主任	支援員 週5～週6	支援員 週4・週3	補助員 週5・週4	補助員 週3以下	合計
田辺東	1	1	0	2	0	3	6
田辺	4	1	3	2	1	8	15
草内	3	1	3	0	0	7	11
大住	1	1	1	0	0	3	5
桃園	3	1	3	1	2	5	12
薪	4	1	4	0	0	12	17
三山木	7	1	7	0	3	12	23
合計	23	7	21	5	6	50	89

※ R7.4.1現在の職員数(育休除く。)。派遣職員を含む。

3 入会児童の推移と今後の推計

<定員数>

- ・ 京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則第2条の定員（留守家庭児童会及び学校施設の児童会専用教室の定員）

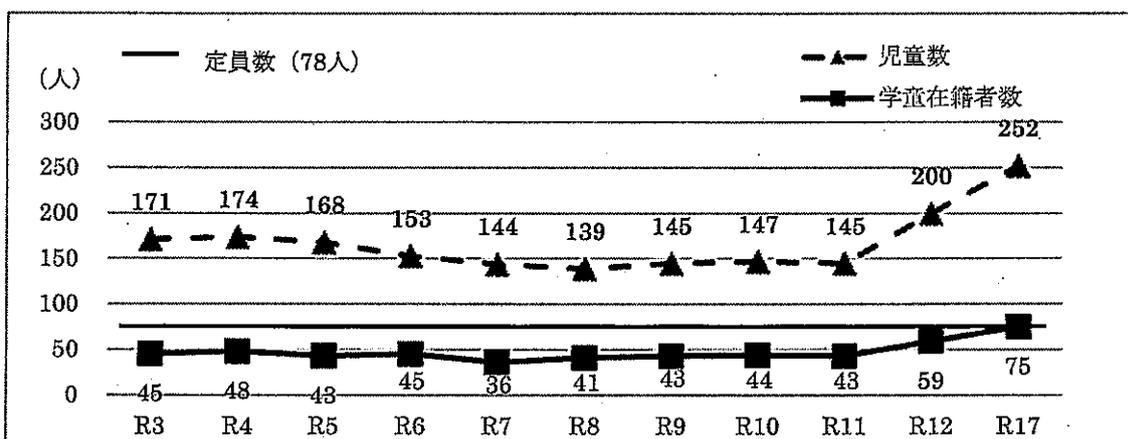
<児童数>

- ・ ～令和7年度 毎年度5月1日現在の人数
- ・ 令和8年度～ 新しい学校づくりプラン（中間案）の人数

<学童在籍者数>

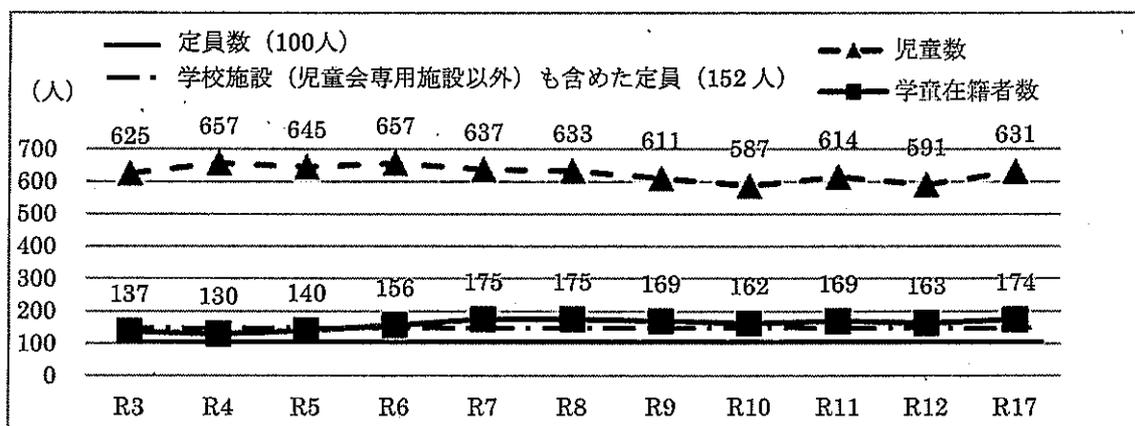
- ・ ～令和7年度 毎年度5月1日現在（待機児童を含む。）の人数
- ・ 令和8年度～ 過去5年の入会率の最高値を基に推計した人数

(1) 田辺東小学校



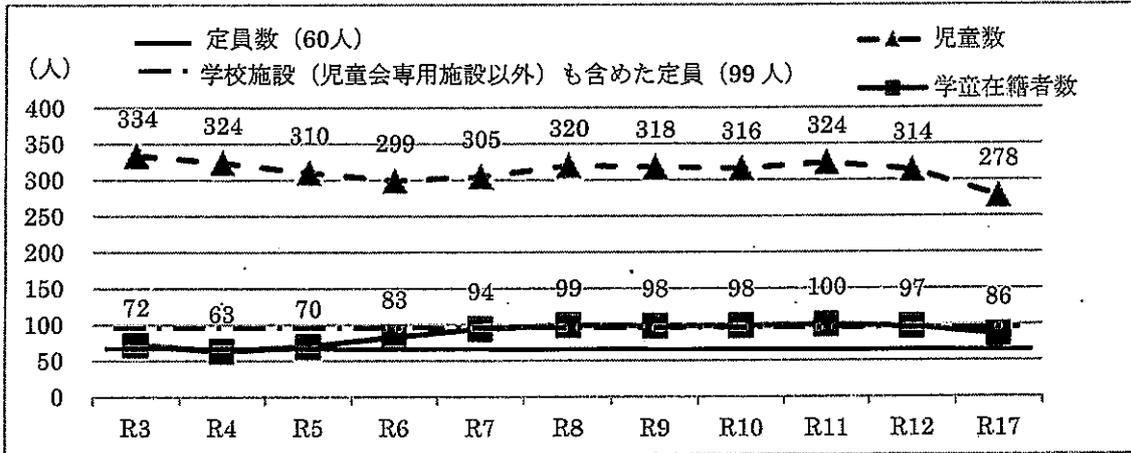
現在は児童数が減少傾向にあり、定員内に収まっている。今後は田辺中央周辺地域の共同住宅建設に伴い学童在籍者数が増加し、定員を超える可能性がある。

(2) 田辺小学校



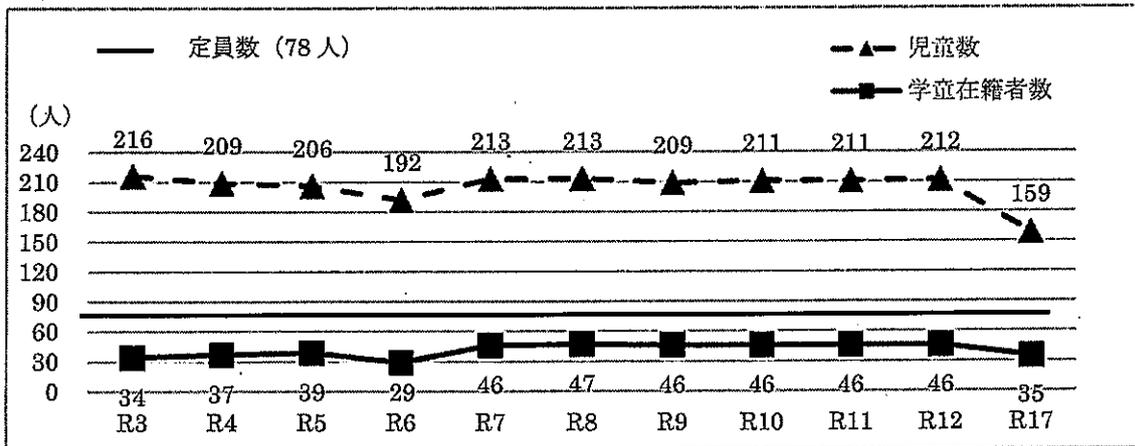
現在、専用施設に加え、学校施設を使用しているが、待機を含めた学童在籍者数は152人の収容人数を超えている。今後は専用施設の整備が必要となる。

(3) 草内小学校



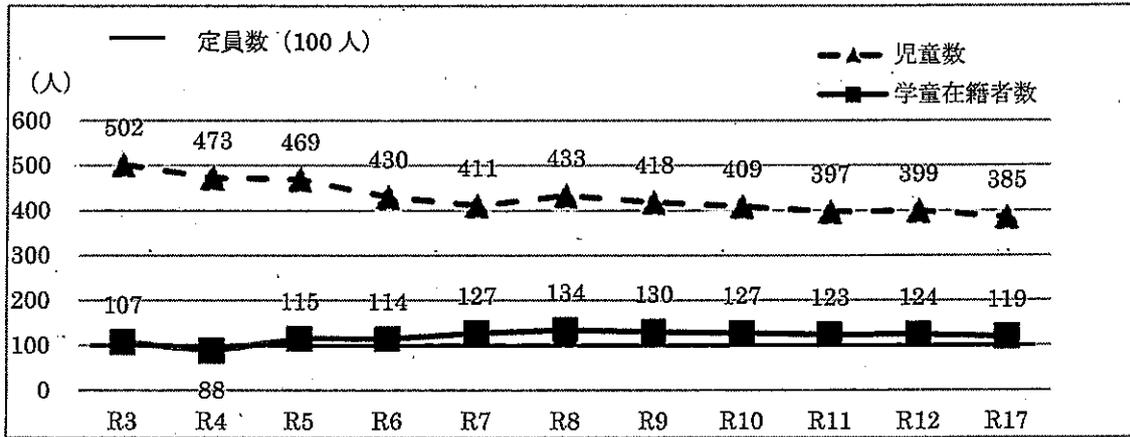
現在、学童在籍者数は学校施設を含めた定員内に収まっているが、学校施設が安定して使用できる見込がないため、今後は専用施設の整備が必要となる。

(4) 大住小学校



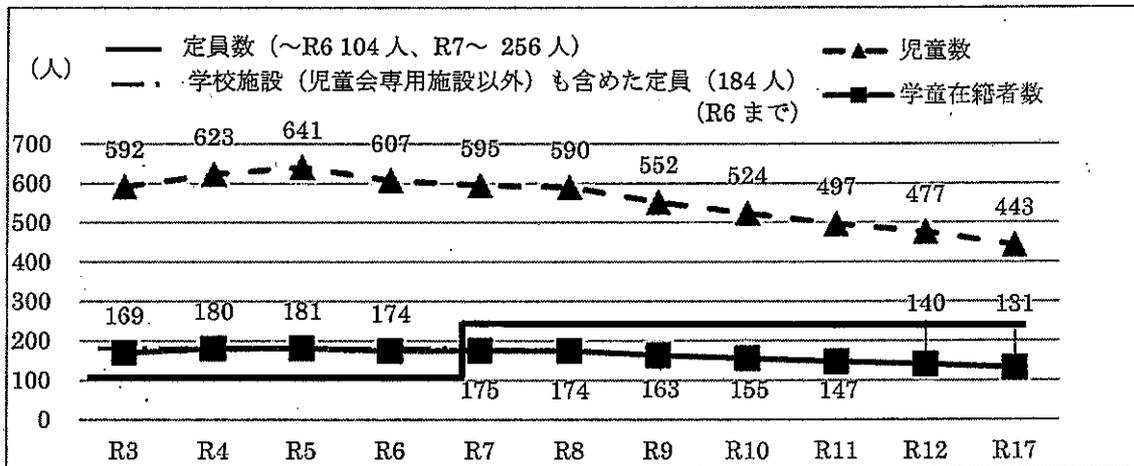
児童数について多少増減はあるものの、数年はほぼ同程度で推移する見込みであり、学童在籍者数は定員内に収まる見込みである。

(5) 桃園小学校



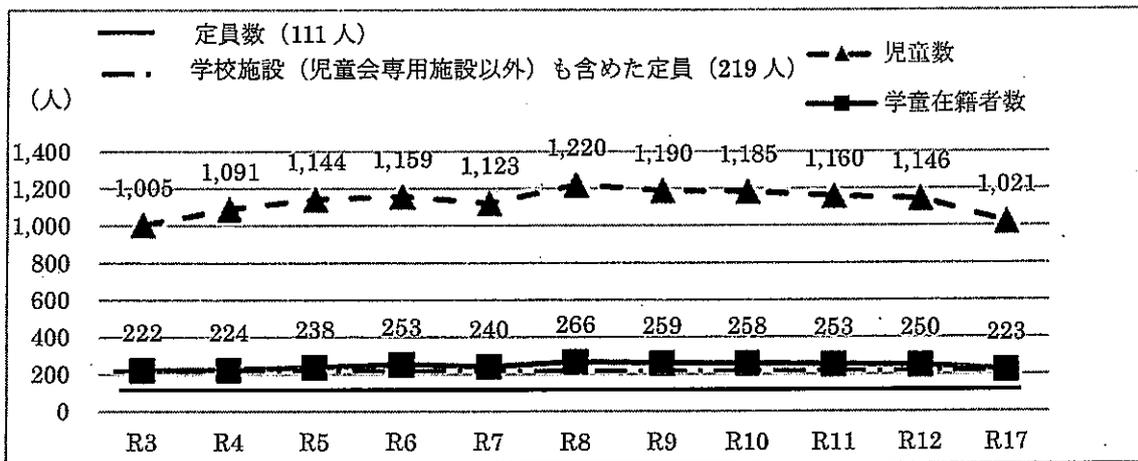
児童数については今後緩やかに減少する見込みである。定員数を超えているが、学校施設が今後安定して使用できる見込みである。

(6) 薪小学校



児童数については今後緩やかに減少する見込みである。令和6年度に専用施設を整備したことで、今後は定員内に収まる見込みである。

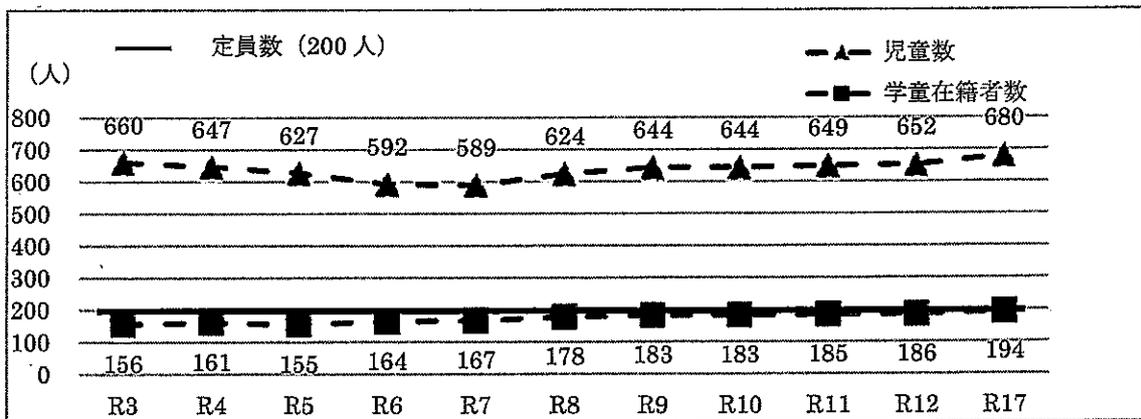
(7) 三山木小学校



児童数については増加したのち緩やかに減少する見込みである。待機を含めた学童在籍者数は219人の収容人数を超えている。今後は専用施設の整備が必要となる。

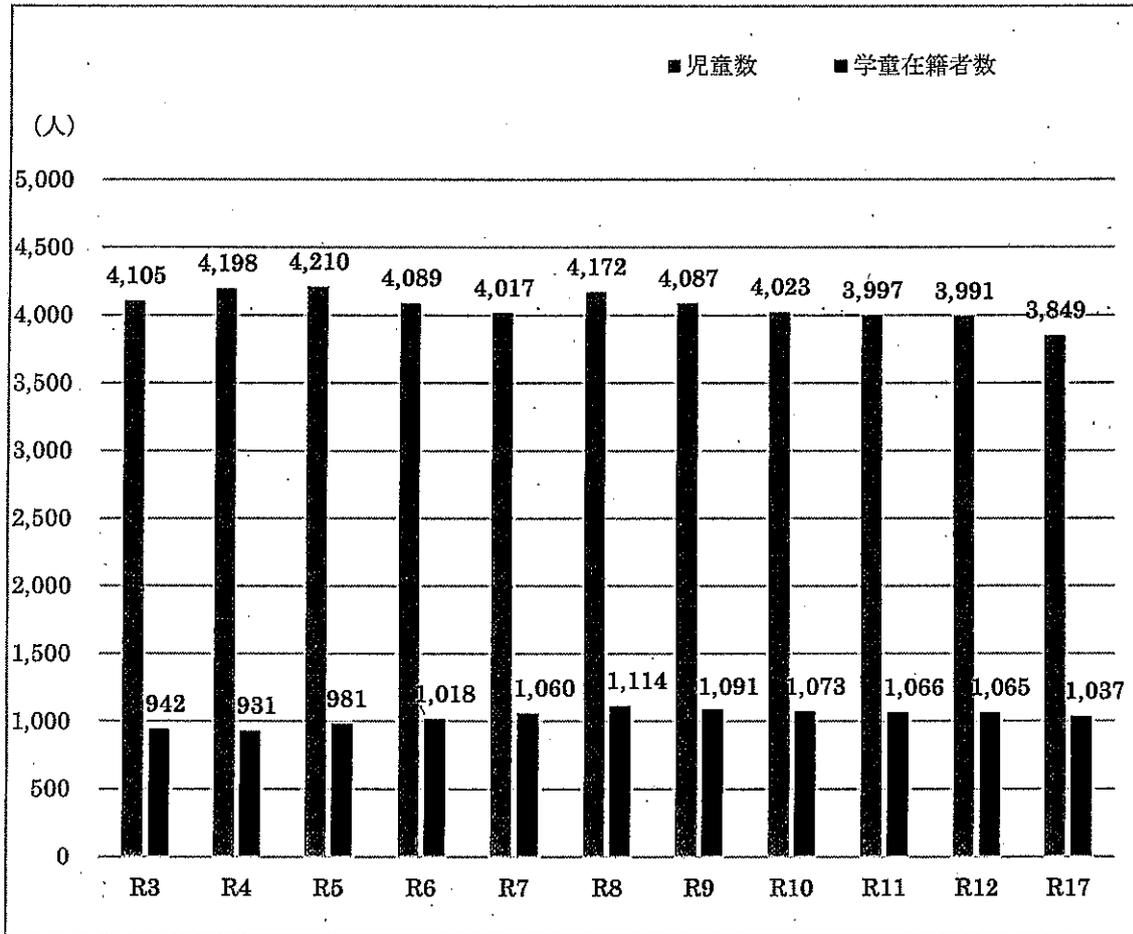
令和8年度以降の学童在籍者数は、民設民営の留守家庭児童会が受け入れを開始した令和4年度以降の学童在籍率最高値をもとに算出した。

(8) 松井ヶ丘小学校



児童数については緩やかに増加し、学童在籍者数も同様に増加する見込みであるが、定員内には収まる見込みである。

(9) 全留守家庭児童会（普賢寺小学校及び民営児童会を除く。）



全体の学童在籍者数については10年後まで1,000人を超える在籍者が予測される。

4 各施設の現状

児童 会名	クラ ス数	施設 クラス数	待機※ ¹ (人)	備考
田辺東	1	学校施設 1	0	定員を超過した場合でも学校施設を安定して利用できる見込み
田辺	4	専用施設 2 学校施設 2※ ²	1 3	児童数増に伴い、児童会専用教室が必要だが、学校に余裕教室がない。専用施設の整備が必要
草内	3	専用施設 2 学校施設 1※ ²	0	児童数増に伴い、児童会専用教室が必要だが、学校に余裕教室がない。専用施設の整備が必要
大住	1	学校施設 1	3	定員を超過した場合でも学校施設を安定して利用できる見込み
桃園	3	専用施設 3	2 3	児童数増に伴い、専用施設以外に児童会専用教室が必要。学校施設を安定して利用できる見込み
薪	4	専用施設 4	8	別途、専用施設 4 クラスあり
三山木	7	専用施設 4 学校施設 3※ ²	2 7	児童数増に伴い、児童会専用教室が必要だが、学校に余裕教室がない。専用施設の整備が必要
松井ヶ丘	4	専用施設 4	3	

※1 待機は、R7. 5. 1現在の待機児童数

※2 学校と児童会が学校施設をタイムシェアしている。

5 現状における課題とこれまでの取組

(1) 職員の安定的な確保

留守家庭児童会は、1クラス2名の職員配置（うち1名は有資格者）が必要になる。

有資格者である支援員不足のため、長期休暇中は1日勤務が続き休暇を取れない等、支援員に負担がかかる状態で運営している。

留守家庭児童会の職員の勤務時間は午後1時から午後6時30分まで、土曜日は隔週勤務、長期休業期間中は午前8時から午後6時30分まで（2交替制）の勤務となっており勤務時間が求職者のニーズと合わないため応募が少なく、職員の安定的な確保が困難になっている。支援員については、労働力不足などを背景に慢性的に不足しており、今後も職員を十分に確保できない状況が見込まれる。

広報紙、ホームページ、SNSに加えて、有料広告掲載、チラシ配布

により年間を通じて職員募集を行っている。

また、支援員の勤務日数は週5日＋土曜日隔週1日だが、週3日及び週4日勤務の支援員も新たに募集を行っている。

派遣職員も募集しているが、応募がなく職員不足は解消されていない。

(2) 待機児童の発生

学校の特別教室を借用している草内・田辺・三山木留守家庭児童会は、学校の余裕教室がなく、毎年教室の確保が難しい。

授業で使用するため、低学年が5時間目で終わっても6時間目に授業があれば借用している特別教室が使用できないことがある。

また、児童数が多い学校は教室に余裕がないため、毎年教室の借用ができる保証がなく、翌年度の借用ができるかの見込みが分かるのは、12月頃である。その後も、4月末まで転入生の人数次第でクラスが増設された場合、教室を借用できないおそれがある。

令和7年度は、桃園・三山木留守家庭児童会の入会申込者が多く、当初から待機が発生している。

本市では、これまで専用施設の整備、学校施設の利用や支援員の確保等に取り組んできたところであるが、待機児童解消には至っていない。

(3) 保護者ニーズの多様化

保護者から、開設時間の延長、昼食・おやつの提供の要望が出ているが、現在の職員体制では、これらのニーズに応えることができない。

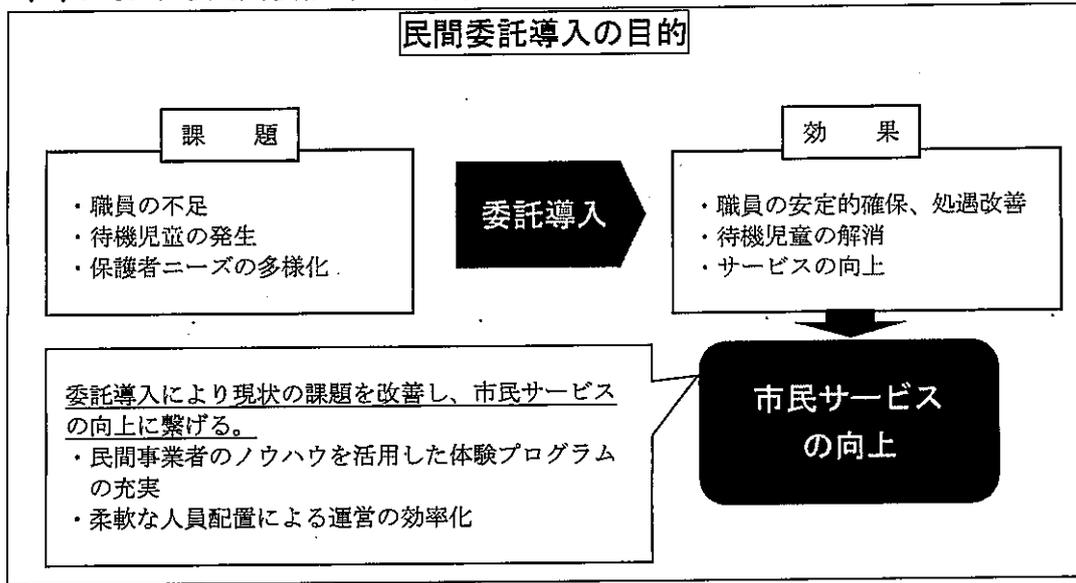
松井ヶ丘留守家庭児童会は、令和7年度から民間委託することにより、延長保育及び昼食弁当の提供が可能となった。

6 他団体の状況（令和7年度）

市直営	宇治市、向日市、八幡市、南丹市、木津川市
民間委託 (一部含む。)	城陽市、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、長岡京市、京丹後市

- おやつの提供は、京田辺市以外の全市（一部実施及び保護者会運営も含む。）が実施
- 宅配弁当は、宮津市の1児童会（民間委託）で実施
城陽市、綾部市（民間委託）も令和7年度から実施
- 午後7時までの保育は、城陽市、向日市、八幡市、福知山市、宮津市、亀岡市で実施

7. 本市における民間委託導入の検討



(1) 民間委託導入の効果

令和7年度から民間委託を開始した松井ヶ丘留守家庭児童会では、延長保育の実施、宅配弁当の導入等のサービスを導入することで、保護者ニーズに対応することが可能となり、本市にとっても有効であると考えられる。また、他の団体においては、民間委託の導入によって、運営の効率化に加え、サービスの拡充等に成果を上げている事例が多く見られる。

(2) 民間委託による課題の解消

① 職員の安定的な確保及び待機児童

民間委託することで、事業者の多様な人材確保策により民間のノウハウを直接活かした職員体制が整えられ、安定的な事業の継続ができる。また、当面の間、委託予定の児童会で勤務している職員を市の運営する児童会に配置することで職員体制の安定を図り、支援員不足による待機児童の解消に繋げることができる。

② 保護者ニーズの多様化

民間事業者の自主事業で、延長保育、昼食弁当の提供など、さらなるサービスが充実し、保護者ニーズに応えることが見込める。

以上の理由から、現在の課題に対応し、児童の健全な育成、及び安定的な子どもの居場所づくりの提供・向上を図るためには、民間委託を進めることが適当と考えるものである。

8 民間委託導入に向けた基本的考え方

留守家庭児童会は放課後において「こどもが安心して過ごせる生活の場を整え、発達段階に応じた適切な遊びや生活が可能となるよう、心身の成長を促すことで、こどもの健全な育成を図ること」を目的としている。同時に保護者が安心して仕事をするための支援という役割も持ち合わせている。

本事業に対する市民ニーズの高まりとサービス内容への要請が多様化する中、それに応えるためには民間事業者のノウハウ等を直接生かすことが効果的で安定的なサービスの提供に繋がるものとする。

そのことから、今後においては、民間事業者を事業の運営主体として、その業務を委託するものであるが、事業の目的を果たすためには、運営主体である民間事業者だけでなく、保護者をはじめ学校関係者のほか、地域組織や社会教育関係者など、様々な社会資源との連携を図ることが不可欠であり、事業の実施主体である市が、その連携及び調整の中核となって事業の効果を発揮できるよう努めるものとする。また、連携及び調整の場においては、地域との良好な信頼関係の構築についても協議が行われるよう努めるものとする。

(1) 委託の規模

複数の留守家庭児童会を同一の事業者が運営することによってスケールメリットによるコストの削減が見込めるため、事業者には複数の留守家庭児童会運営を委託することとする。

(2) 委託方式

民間活力の導入に当たっては運営委託方式とする。

(3) 公平性の確保

市全体の留守家庭児童会で公平性が求められることから留守家庭児童会の入会決定や負担金の徴収については、引き続き市が行っていくこととする。

(4) 保育基準の確保と民間委託導入の効果

民間委託による留守家庭児童会の運営にあたっては、市が行っている保育内容を担保されることを前提とした上で、開設時間の延長等、民間委託業者の独自サービスが実施されることで、保護者ニーズに応えることが可能となる。

(5) 情報の共有による保育の質の確保等

市が毎月開催している留守家庭児童会主任会議については、民間委託事業者にも出席を義務づけ、運営状況や保護者対応事案などについての情報共有を行い、市全体での基本的な保育の質を確保する。

なお、全留守家庭児童会が民間委託された後も、主任会議の役割を継承する会議を、市が主体的に継続することで事業の管理を行う。

また、事故やトラブル等が発生した場合においても、迅速な情報共有と対応が可能となるよう、日頃の密接な関係性を相互協力により構築する。

(6) 委託期間

契約期間は、安定的に、また、長期間において育成支援を行えるように、複数年度の契約を基本とする。

(7) 責任の所在の明確化

危機管理を徹底するために、あらかじめ市と民間事業者の間で責任の所在を明確化する。

(8) 民間委託の効果検証

委託業務の実施状況を的確に把握し、定期的に効果を検証することで、更なる事業の充実を図る。

(9) 委託時期

①松井ヶ丘留守家庭児童会民間委託

令和6年度 令和6年度～令和11年度 債務負担行為
公募型プロポーザルによる事業者選定
保護者への説明
事業者への引継ぎ

令和7年度 民間委託開始（令和7年度～11年度）

②大住・桃園・薪・田辺東留守家庭児童会民間委託

令和7年度 令和7年度～11年度 債務負担行為
公募型プロポーザルによる事業者選定
保護者への説明
事業者への引継ぎ

令和8年度 民間委託開始（令和8年度～11年度）

③田辺・草内・三山木留守家庭児童会民間委託

田辺・草内・三山木留守家庭児童会は児童数が多く、学校施設も使用している。学校施設は、将来的に安定して使用できない可能性があるため、3児童会については、専用施設の増設など、保育場所を確保した後に民間委託の具体化を進める。

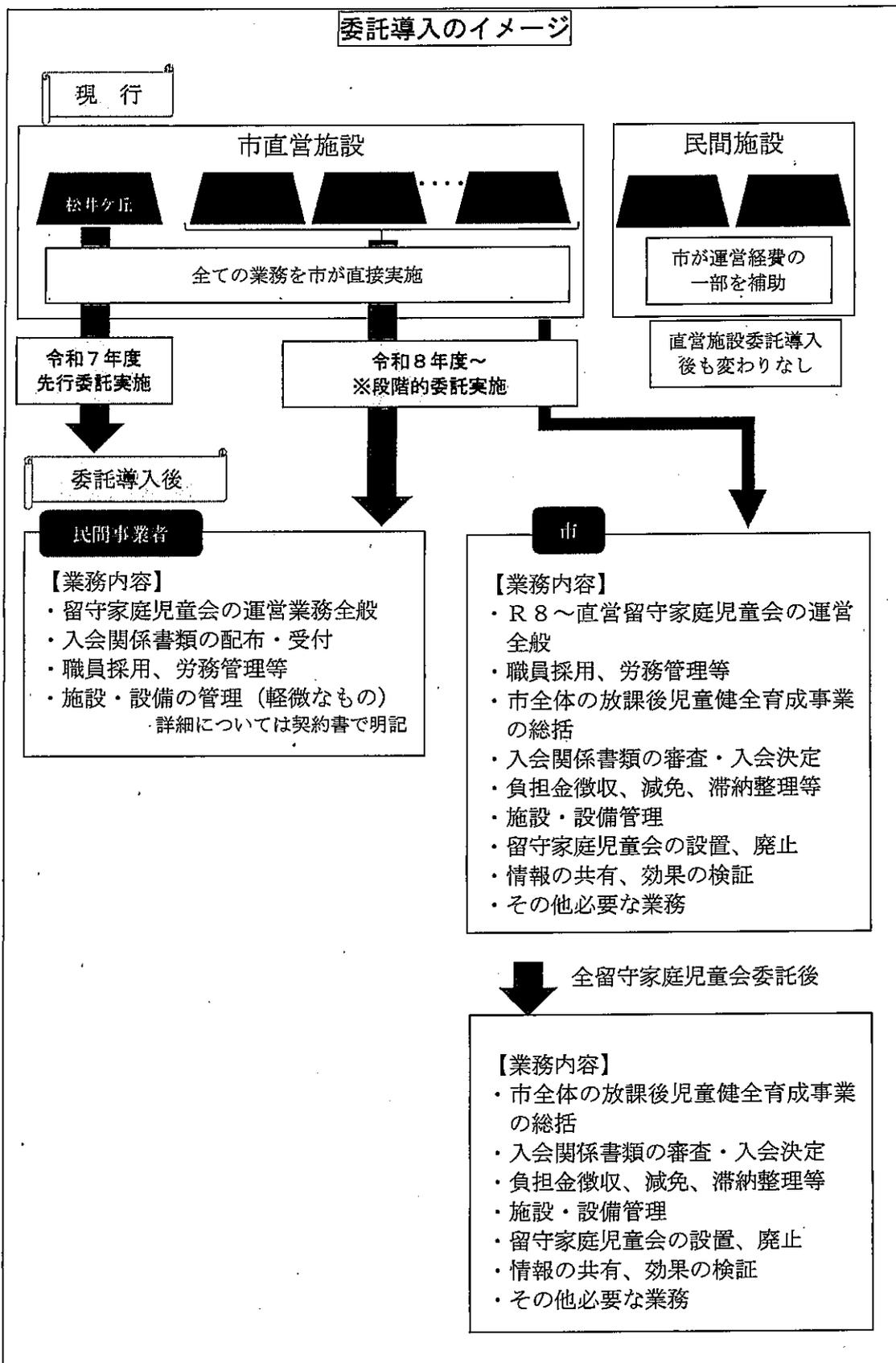
(10) 民間委託（大住・桃園・薪・田辺東）に伴う職員の配置等

民間委託の実施により、委託予定の児童会で勤務している職員を市の運営する児童会に配置することで職員体制の安定を図る。また、職員の配置に当たっては通勤手段等を考慮して決定する。

なお、民間委託する事業者決定後に、事業者には委託予定の児童会職員を対象にした説明会の実施を求め、本市留守家庭児童会職員が継続して市で働くか民間事業者に変更するか勤務先を十分な時間をかけて選択することができるよう、早期に事業者を決定する。職員の労働条件、処遇についての丁寧な説明を求める。

9 児童や保護者への説明

民間委託の実施により、留守家庭児童会を利用する児童や保護者にとってはサービス内容や環境が変わるのではないかという不安が生じることが予想される。委託後のサービス内容等については市のサービス内容等を基本とした運営とし、民間事業者の独自サービスの内容も含めて、保護者説明会を実施し、情報提供することで、児童や保護者の不安を解消する。



議案第39号

京田辺市立学校健康管理医の委嘱について

京田辺市立学校健康管理医設置要綱第2条の規定により、別紙の者を京田辺市立学校健康管理医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年7月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、別紙の者を京田辺市立学校健康管理医に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年9月1日から令和8年8月31日まで。

別紙

委嘱する者

区 分	氏 名	担当学校名
健康管理医	上村 学	草内小学校

参考資料

令和7年度 学校健康管理医名簿

担当学校名	氏名	住所	医療機関名
大住小学校	澤井 公和	京田辺市花住坂1-65-13	さわい内科医院
田辺小学校	鮎野 弘之	京田辺市河原神谷8-12	医療法人社団翔裕会 あめの医院
草内小学校	上村 学	京田辺市興戸東垣内85-5	うえむら内科医院
普賢寺小学校	岡本 祐之	京田辺市大住大欠7-1	医療法人おかもと医院
田辺東小学校	中所 英樹	京田辺市山手西二丁目2-10	ちゅうしょクリニック
松井ヶ丘小学校	伊原 隆史	京田辺市松井ヶ丘四丁目3-16	医療法人新生会 伊原内科医院
松井ヶ丘小学校	濱口 賢子	京田辺市松井ヶ丘三丁目1-9	浜口キッズクリニック
薪小学校	新田 昌稔	京田辺市山手東一丁目6-2	医療法人新田クリニック
桃園小学校	八木 公美代	京田辺市大住ヶ丘三丁目17-3	医療法人八木医院
大住中学校	寺島 隆平	京田辺市河原御影30-40	医療法人翔隆会 寺島クリニック
培良中学校	石丸 寿美子	京田辺市田辺中央6丁目3番地2 マ ジェスティ・セントラルビル2F	医療法人社団石鎚会 石丸医院

京田辺市立学校健康管理医設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する教職員の健康管理体制の強化を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の2第1項に規定する医師（以下「健康管理医」という。）を学校に設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康管理医は、産業医を設置している学校以外の学校に置く。

2 健康管理医は、各学校の学校医のうちから、本人の同意を得て、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 健康管理医の任期は、1年とする。ただし、補欠の健康管理医の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務内容)

第4条 健康管理医は、校長からの要請に基づき、医学に関し専門知識を必要とする次に掲げる職務を行う。

(1) 法第66条の8第1項に規定する医師による面接指導

(2) 法第66条の10第3項に規定する医師による面接指導

2 健康管理医は前項各号に規定するもののほか、教職員の健康管理に関し、勤務する学校の校長、法第12条の2に規定する衛生推進者及び教職員に対して、指導し、又は助言することができる。

(記録)

第5条 健康管理医は、職務を行ったときは、その結果を教育委員会が指定する教職員の健康管理に関する記録表に記録し、校長に提出するものとする。

2 校長は、記録表を5年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第6条 健康管理医は、その職務の遂行に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、健康管理医の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(特例措置)

2 令和6年度に限り、第3条の規定の適用については、同条中「1年」とあるのは「令和6年8月1日から令和7年3月31日まで」とする。